

流山市農業委員会
平成22年第6回
総会議事録

平成22年6月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成22年6回総会議事録

1 期 日 平成22年6月25日(金)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 高市 正義

4 出席委員(16名)

1番	水野 敬久	2番	藤井 俊行
3番	坂巻 忠志	4番	中村 敏則
5番	大作 榮	6番	根本 隆
7番	小林 常男	8番	須郷 英夫
9番	水代 啓司	10番	渋谷 辰夫
11番	戸部 源房	12番	秋間 高義
13番	石井 勇	14番	大塚 侃
15番	吉田 松衛	16番	高市 正義

5 欠席委員(0名)

6 書記名 副 主 査 岡田 敏夫

7 事務局 事務局 長 池田 孝
事務局 次長 吉田 勝実
事務局 次長補佐 山口 憲彦

8 会議目次

(1) 議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)	1
(2) 議案第27号	農用地利用集積計画の決定について	4
(3) 議案第28号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	6
(4) 議案第29号	平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価及び平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について	7
(5) 議案第30号	流山市まちづくり条例に係る検討委員会委員の推薦について	12
(6) 報告第17号	専決処理の報告について	14

開会 午後2時58分

高市議長 定刻になりましたので、ただいまから平成22年第6回流山市農業委員会総会を開会いたします。

大変暑い日が続きますので、十分身体に気を付けていただいて、農業委員会業務によろしくをお願いしたいと思います。

ただいまのところ、出席委員は16名中全員であります。定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

5番、大作委員、6番、根本委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名をいたします。本日の会議の書記として岡田副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただいております議案書の中の会議目次を御覧いただきたいと存じます。本日御審議いただく案件といたしましては、議案第26号の「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第30号の「流山市まちづくり条例に係る検討委員会委員の推薦について」までの5議案について御審議をいただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第17号の「専決処理の報告について」を御報告させていただきたいと存じます。

以上でございます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

高市議長 それでは、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」(市許可)を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページでございます。

議案第26号

農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成22年6月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

はじめに1番でございますが、申請地は流山市西深井の畑、2筆、2,279㎡でございます。

権利者は市内で農業などを営んでおりまして、申請事由といたしましては、経営規模の拡大を図るため農地を購入しようとするものでございます。議案案内図は1ページでございます。

次に2番でございますが、申請地は流山市木の畑、2筆、386㎡でございます。

権利者は市内で農業などを営んでおりまして、申請事由といたしましては、農業経営の維持を図るため、農地を交換により取得しようとするものでございます。議案案内図は2ページと3ページでございます。

以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大塚委員長。

大塚委員長 議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は市許可の2件であります。

本案につきましては、現地調査と関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

最初に1番であります。相続人が存在しない申請地を、家庭裁判所の審判を経て権利者が取得するものでございます。申請地は西深井の畑で、現況は耕起が終わった状況でございました。

申請理由については、経営規模の拡大を図るためでございました。

取得される畑での営農計画は、枝豆などの豆類を作付けするものでございます。

次に、申請者の営農状況であります。権利者の耕作面積は約2.5ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3人で従事しております。

また、耕作については、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでありました。

次に2番であります。申請地は、流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業区域内に位置している畑でございますが、現況は造成中でございます。

移転の原因は、地主からの申し出によるもので、農地の耕作権の一部を地主に返還し、底地を取得する、いわゆる耕作権と底地との等価交換によるものであります。

申請理由については、農業経営の維持を図るためでございます。

今回取得される畑は、枝豆、葉物、葱などを作付けするものでございます。

次に、申請者の営農状況であります。権利者の耕作面積は約0.3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め2人でございます。

また、耕作については、今後も申請地を含め、引続き耕作を続けていきたいということでありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 ありがとうございます。

なお、本案のうち1番については、吉田委員に係る案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、吉田委員に退席を願い審議をいたします。

吉田委員の退席を求めます。

(吉田委員退席)

高市議長 これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

12番(秋間委員)聞き洩らしてしまったかもしれないんですけども、売買価格はどのようになっているのでしょうか。

大塚委員長 360万円です。両方でね。

7番(小林委員)因みに坪ですといくらですか。

吉田次長 坪にいたしますと5,250円となります。

高市議長 ほかにございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号の1番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって議案第26号の1番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

吉田委員の除斥を解きます。

(吉田委員入室)

高市議長 次に、本案のうち2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

1番（水野委員）これって、案内図の2ページが義務者の持ちものなんですか。3ページが権利者の持ちものなんですか。その交換なんですか。

山口次長補佐 これは2ページ、3ページとも同じ場所になります。2ページは従前の地図にこの位置ですよということで位置付けただけですので、2ページも換地後の場所になります。

この経緯につきましては、今まで義務者の方が所有していた土地の上で今回の権利者の方が耕作をしていたんです。それは何十年ということのようですが、それが今回土地区画整理事業によりまして仮換地が行われまして、本来土地を地主さんに戻さなければいけないんですが、戻すときに今まで耕作していた人には耕作権がありますので、それを地主さんに請求したところ、その農地の半分、等価面積を所有権移転することで交換契約が整い、今回の申請になったものでございます。

要するに、営農耕作権と土地の所有権を半分ずつ交換したということでございます。

高市議長 ほかにございますか。

（なしの声あり）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第26号の2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第26号の2番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第27号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第27号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成22年6月25日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月は、新規によるものが2件でございます。

はじめに1番でございますが、利用権を設定しようとする土地は流山市前

ヶ崎の田、1筆、1,999㎡でございます。議案案内図は4ページでございます。

次に、2番でございますが、利用権を設定しようとする土地は流山市前ヶ崎の田、1筆、991㎡でございます。議案案内図は5ページでございます。

引き続き、新規の掘り起こし並びに更新にご尽力をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。大塚委員長。

大塚委員長 議案第27号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規によるものが2件でありました。

最初に1番がありますが、権利者は次の2番と同じ方でありますので一括して御報告させていただきます。

権利者の職業については農業で年齢は32歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1.3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名であります。

次に、現地の状況ですが、1番及び2番の田は田植えが終わった状況であり、適正な管理が行われておりました。

利用権設定期間については、1番及び2番については各3年の利用権を新たに設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第27号については、原案のとおり決定いたしました。

高市議長 次に、議案第28号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書5ページでございます。

議案第28号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成22年6月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

申請地は流山市駒木台の登記簿地目が畑、現況地目は宅地、1筆、804㎡でございます。

今回、土地の地目変更登記申請をするため、証明願があったものでございます。議案案内図は6ページでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大塚委員長。

大塚委員長 議案第28号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件であります。

本案につきましては、審議に先立ちまして現地調査を行っております。

最初に申請地の状況であります。現地は、流山市駒木台で、登記簿地目は畑となっております。

昭和42年頃に申請者の父が住宅を建築し、宅地として利用され、現在に至っているということでございます。

今回の申請書の提出にあたっては、「平成元年に撮影された航空写真」と「固定資産評価証明」が添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、今から20年以上は宅地として使用していたことが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

1番（水野委員）この申請者の方は、豊四季にお住まいなんですか。この場

所には家が建っているのかもしれませんが、誰が住んでおられたのでしょうか。

山口次長補佐 この方につきましては、現在柏市の豊四季に住んでおります。申請のあった家は現在空家になっておりますが、昨年10月までは申請者一家が住んでおりました。

1番(水野委員) それでは宅地にして売るとか、建て替えとか、誰か住むのですか。

山口次長補佐 今後の予定としては、現地確認の際にお聞きしたところ、この土地を処分して相続税に充当したいということでございました。

高市議長 ほかにございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第28号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第28号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第29号「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価及び平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書6ページでございます。

議案第29号

平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価及び平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価を次のとおり行うとともに平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画を次のとおり策定するものとする。

平成22年6月25日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

- 1 平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価(案)別紙のとおり
- 2 平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

別紙のとおり

本案につきましては、農林水産省から出されました農地改革プラン並びに農業委員会の適正な事務実施についての通知に基づきまして、昨年策定いたしました平成21年度農業委員会活動計画に対する点検と評価を行うものでございます。また、これを踏まえまして今年度の新たな目標を設定し、平成22年度の活動計画を策定するものでございます。

それでは、はじめに1番の平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価(案)についてでございますが、お手元に配布させていただきました左上に(別紙要式1)と書いてあります資料を御覧いただきと思っております。

こちらは平成21年度が終了いたしましたので、平成21年度に行った活動に対する点検と評価を行うものでございまして、大きく分けまして二つの項目がございます。

1点目といたしましては、農地法などの法令事務について透明性や公正性が確保されているかについて点検をするものでございまして、2点目といたしましては、農地の利用集積や農地の効率的な運用の促進に関する活動が適正に行われているかについて評価を行うものでございます。

それでは、資料の1ページを御覧いただきたいと思っております。はじめにの法令事務に関する点検の1についてでございますが、これは総会等の開催及び議事録の作成に対するものでございます。

まず(1)の総会に関する開催日の周知状況や(2)の総会が公開である旨の周知状況につきましては、これを行っておりますので、アの周知しているいたしました。

また(3)の総会議事録の作成、(4)の議事録の内容、(5)の議事録の閲覧につきましてもそれぞれ適正に行っておりますので、アに を付けました。

次に2ページを御覧いただきたいと思っております。2の事務に関する点検についてでございますが、(1)につきましては農地の権利移動の許可等についてでございます。これは農地法の第3条の許可申請に関するものでございまして、平成21年度の処理件数は24件でございました。これに関する事実関係の確認や総会等での審議などについての各点検項目につきましては、記載のとおりでございまして、特に改正農地法が施行されました昨年の12月からは農地法第3条の許可申請地につきましても現地調査を行うことといたしております。

次に(2)の農地転用に関する事務についてでございますが、平成21年度の処理件数は37件でございました。これに関する事実関係の確認や総会等での審議などについての各点検項目につきましては、記載のとおりでござい

ます。

次に3ページを御覧いただきたいと思います。(3)の遊休農地に対する指導等についてでございますが、これは農業上の利用増進を図るために特に必要と認めるときは、市が策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想などで要活用農地とする面積などを設定するものでございますが、本市につきましては特に設定はございませんので該当なしといたしております。

次に(4)の農業生産法人からの報告への対応についてでございますが、本市の21年度現在の農業生産法人数は1法人でございますが、この法人からは事業状況報告書が提出され、21年度につきましても農業生産法人の要件に適合していることを確認いたしております。

次に4ページを御覧いただきたいと思います。(5)の地域の農業者等からの意見等についてでございますが、市のホームページで意見を募集いたしましたところ、意見の提出はございませんでした。

次に5ページを御覧いただきたいと思います。の促進等事務に関する評価についてでございます。はじめに1の認定農業者等担い手の育成及び確保につきましては、目標数値2経営体に対しまして目標値の2経営体の実績を達成することができました。この活動実績の内容と評価につきましては記載のとおりでございます。

次に6ページを御覧いただきたいと思います。2の担い手への農地の利用集積につきましては、目標面積3ヘクタールに対しまして3.9ヘクタールの実績を達成することができました。この活動実績の内容と評価につきましては記載のとおりでございます。

次に7ページを御覧いただきたいと思います。3の耕作放棄地の解消につきましては、目標面積2ヘクタールに対しまして0.2ヘクタールでございます。この活動実績の内容と評価につきましては記載のとおりでございます。限られたマンパワーの中で効率的かつ効果的な活動方法の検討が必要であると評価をいたしました。

次に8ページを御覧いただきたいと思います。4の違反転用への適正な対応についてでございますが、21年度の違反転用の状況といたしましては件数が18件、面積が2.0ヘクタールでございます。この活動実績の内容と評価につきましても記載のとおりでございます。こちらにつきましても耕作放棄地の解消と同様に、限られたマンパワーの中で効率的かつ効果的な活動方法の検討が必要であると評価させていただきました。

次に9ページを御覧いただきたいと思います。5の農地パトロールについてでございますが、この活動実績の内容と評価につきましても記載のとおりでございます。こちらにつきましても活動方法の検討が必要であると評価

させていただきました。

次に10ページを御覧いただきたいと思います。6の農地情報の整備と共有化についてでございますが、この活動実績の内容と評価につきましても記載のとおりでございます。今後も正確な情報の収集と適正な共有化が重要であると評価させていただきました。

以上の5ページから10ページまでの促進等事務に関する評価につきましても、市のホームページで農業者からの意見を募集いたしましたが、意見の提出はございませんでした。

続きまして、2番の平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてでございますが、こちらにつきましてもお手元に配布させていただいております左上に(別紙様式2)と書いてある資料を御覧いただきたいと思います。こちらは平成21年度の農業委員会活動計画に対する点検と評価を踏まえまして、今年度の新たな目標を設定し、平成22年度の活動計画を策定いたしました。

まず1ページを御覧いただきたいと思います。はじめに1の認定農業者等担い手の育成及び確保につきましては、2経営体を目標値といたしました。この活動の課題と計画の内容につきましては記載のとおりでございます。

次に2ページを御覧いただきたいと思います。2の担い手への農地の利用集積につきましては、目標面積を21年度と同様に3ヘクタールといたしました。この活動の課題と計画の内容につきましても記載のとおりでございます。

次に3ページを御覧いただきたいと思います。3の耕作放棄地の解消につきましては、目標面積をこちらも21年度と同様に2ヘクタールといたしました。課題と計画の内容につきましても記載のとおりでございます。

次に4ページを御覧いただきたいと思います。4の違反転用への適正な対応についてと、次の5の農地パトロールについて、そして5ページになります6の農地情報の整備と共有化についてでございますが、この3項目についての活動の課題と活動計画の内容につきましては記載のとおりでございます。

なお、以上の平成22年度の活動計画(案)につきましても市のホームページで農業者からの意見を募集いたしましたが、意見の提出はございませんでした。

また、今後の予定についてでございますが、本日御承認をいただければ、国へこの報告書を提出するとともに市のホームページへの掲載を予定しております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。本案について、担当

委員長から審議結果について報告を求めます。戸部委員長。

戸部委員長 議案第29号「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について、総合農政検討委員会における審議の経過と結果について御報告いたします。

本案につきましては、総合農政検討委員会を、本日、午後2時から開催し、審議いたしました。

本案につきましては、農林水産省が公表いたしました「農地改革プラン」また、「農業委員会の適正な事務実施について」に基づきまして、本市につきましても、農業委員会活動に関する「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を昨年6月に策定し、積極的な活動の実施に努めてきたところであります。

これによりまして、今回は、平成21年度が終了いたしましたので、「平成21年度に行った活動に対する点検と評価」を行うものであります。

また、これを踏まえまして、本年度の新たな目標を設定し、「平成22年度の活動計画」を策定するものであります。

それぞれの実績に対する評価や新たな計画目標案などにつきましては、お手元に配布させていただきました資料を御覧いただきたいと思いますと思いますが、平成21年度の全体の評価といたしましては、各委員の皆様のご尽力によりまして、法令事務等の適正な判断と公平性の確保、そして、本市委員会活動の活発化が図られたものと感じております。

特に、農地の利用集積事業につきましては、新規による目標面積を3ヘクタールといたしましたが、実績面積が3.9ヘクタールと大きく上回る実績をあげることができました。

また、平成22年度につきましても、新たな目標を設定し、本市委員会が一体となって、さらに委員会活動を推進してまいりたいと思っております。

最後になりましたが、本案につきましては、先月の総会において原案をお示しいたしまして、その後、農業者等の方からの意見を市のホームページで募集いたしました。

その結果、特に意見等はありませんでしたので、原案に変更はなく、別紙、(案)のとおり策定することで決定いたしました。

以上で、総合農政検討委員会における審議の結果についての御報告を終わらせていただきます。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

12番(秋間委員)御報告があったように利用集積については本当に皆さんの御努力で目標値を超えているということなのですが、耕作放棄地の解消についてはかなり厳しい現状があると思います。それで、限られたマンパワーの中での効率的なかつ効果的な活動方法について検討する必要があるというようなこと、それはもうそういう理解なんですけれども、その点についてもなかなか難しい現状がある中で展望的にはどのような展望を持たれているのかお聞きしたいと思います。

戸部委員長 この問題についてはですね、非常に難しいんですよ。それで前に農業委員会で甲府市に視察に行きましたよね。農地銀行ということで。そこらへんの状況を踏まえてですね、実態調査をきちんとやって、もう一度この問題については総合農政検討委員会の方で検討を加えてですね、対策をとるとということで先ほど検討委員会でそういうお話をしました。よろしくをお願いします。

12番(秋間委員)わかりました。

高市議長 ほかにございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第29号については、原案のとおり決定いたしました。

高市議長 次に、議案第30号「流山市まちづくり条例に係る検討委員会委員の推薦について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長

吉田次長 議案書の7ページでございます。

議案第30号

流山市まちづくり条例に係る検討委員会委員の推薦について

流山市まちづくり条例に係る検討委員会委員を次のとおり推薦をする。

平成22年6月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

本案につきましては、お手元に資料を配布させていただきましたが、流山市長から平成22年6月17日付けをもって依頼があったものでございます。

市では、都市計画法や建築基準法などによるまちづくりについて、その手法や制度を検討するための「流山市まちづくり条例に係る検討委員会」を新たに設置することになったものでございまして、これに伴い検討委員会委員

として農業委員さん1名の推薦について依頼があったものでございます。

次に、検討委員会の概要でございますが、まず委員の構成といたしましては、学識経験者が6名、その内訳といたしましては、農業委員会、商工会議所、建築士事務所協会、宅地建物取引業協会から各1名と大学教授の2名でございます。また、公募による市民3名の参加が予定されております。

次に、委員の任期でございますが、7月中旬に委嘱が行われまして平成23年3月31日までとのことでございます。

また、検討委員会の会議開催予定につきましては、来年3月までに、5回から6回程度の開催を予定しているとのことございました。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案については、事務局から説明があったとおり、農業委員会から流山市まちづくり条例に係る検討委員会委員として1名を推薦しようとするものでございます。

これより、本案に対する候補者の選出方法について意見を求めます。

5番（大作委員）議長に一任します。

高市議長 議長一という声がございましたので、ほかにございませんか。

（異議なしの声あり）

高市議長 ほかにないようですので、ただいま議長一任との御意見がございました。

それでは、現在、農業委員会から「流山市都市計画審議会」と「流山市総合計画審議会」に委員の推薦をしておりますので、その際には、どのようにして選出を行ったか、この点について、事務局から説明をお願いします。

吉田次長 現在、流山市農業委員会からは、「流山市都市計画審議会」と「流山市総合計画審議会」の審議会委員として、各1名の委員さんに就任をいただいております。

この選出の経緯についてみますと、いずれの場合も、候補者の選出については、「議長に一任する」との御意見によりまして、議長から指名をいただき決定しております。

指名に当たりましては、会長、並びに市議会議員の方は除かせていただきまして、農業委員としての就任回数が多い方から順に推薦候補者としてお諮りしております。

これによりまして、流山市都市計画審議会委員の選出の際には石井職務代理者が、また、流山市総合計画審議会委員の選出の際には大塚委員が選出されたところでございます。

なお、今回も、これを踏まえまして選出することにした場合には、現在2

期目を迎えている「水代委員さん」と「渋谷委員さん」が候補となられるか
と思います。

以上でございます。

高市議長 ただいま、事務局長から委員の選出方法等についての説明があり
ましたが、本件につきましても、この選出方法に基づいて、推薦者を選出す
ることにしたいと思っておりますが御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

議案第30号について、水代委員を推薦することに賛成の方は挙手をお願い
いたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第30号については、水代委員を推薦することに決定いたし
ました。

水代委員よろしく申し上げます。

9番(水代委員)はい。

高市議長 次に、報告第17号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長

吉田次長 それでは議案書の8ページでございます。

報告第17号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決
処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年6月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

最初に、1番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

これは先月の5月分でございます、全部で6件の届出がございました。

いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め
完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が5件、公衆用道路
が1件ございました。

以上、6件、9筆、3,227㎡、地目別の内訳といたしましては、田、
1筆、734㎡、畑、8筆、2,493㎡でございました。

次に議案書の10ページをお開きください。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こち

らも先月の5月分でございます、全部で10件の届出がございました。

内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳といたしましては、売買が7件、使用貸借が2件、定期借地が1件でございます。

また、転用目的別では、住宅用地が7件、宅地拡張が1件、駐車場用地が1件、保育所用地1件でございます。

以上、10件、14筆、2,306.79㎡、内訳は田が2筆,858㎡、畑が12筆、1,448.79㎡でございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成22年第6回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時53分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成22年6月25日

流山市農業委員会長 高市 正義

流山市農業委員 大作 榮

流山市農業委員 根本 隆